第十一条第二項を次のように改める。

2　法第三十条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二　情報通信産業特別地区の区域内においては、専ら特定情報通信事業を営むものであること。

三　当該法人の事業所であって情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて、次に掲げる業務以外の業務を行わないものであること。

イ　当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務

ロ　当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務

ハ　当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

ニ　当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

ホ　当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務

ヘ　当該法人が役務を提供するために設置する電気通信設備の保守点検を行う業務

ト　イからヘまでに掲げる業務に付随して行う業務

四　当該法人の事業所であって情報通信産業特別地区の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は三人のいずれか多い数以下であること。

第十二条第一項中「事務所」を「本店又は主たる事務所その他の事業所」に改め、同条第三項中「法人は」の下に「、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき」を「とき」の下に「又は前条第二項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき」を加える。

第二章第三節の節名中「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進地域」に改める。

第十三条の見出しを削り、同条中「第三十五条第一項に規定する」を「第三十五条第二項第二号の」に改め、「なる地域」の下に「又は第三号及び第四号に掲げる地域からなる地域」を加え、「産業高度化事業の集積」を「産業高度化・事業革新促進事業の集積」に改め、同条第一号イ中「産業高度化事業の業務」を「産業高度化（法第三条第十号に規定する産業高度化をいう。ロにおいて同じ。）の促進」に改め、同号ロ中「産業高度化事業」を「産業高度化を促進する事業」に改め、同条に次の二号を加える。

三　次に掲げる要件に該当する地域

イ　沖縄の特産物として相当程度認識されている農林水産物若しくは鉱工業品が生産され、又は当該鉱工業品の生産に係る技術を活用した製品が製造されていること。

ロ　事業革新（法第三条第十号に規定する事業革新をいう。）を促進する事業を実施する企業が立地していること。

四　前号の地域の周辺の地域であって第二号イからニまでに掲げる要件に該当するもの

第二章第四節の節名中「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域における事業の認定」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十六条の前の見出し及び同条中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域内」を「国際物流拠点産業集積地域の区域内」に改める。

第二十一条第二項を次のように改める。

2　法第四十四条第一項の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該法人が合併により設立された法人である場合その他の主務省令で定める場合に該当するときにおいて、その設立の後、十年から主務省令で定める期間を減じた期間を経過していないこと。

二　国際物流拠点産業集積地域の区域内においては、専ら特定国際物流拠点事業を営むものであること。

三　第四条の二第五号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の販売を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

四　第四条の二第六号に掲げる事業を営む法人にあっては、主として国際物流拠点において積込み又は取卸しがされる物資の修理を行うものであり、かつ、当該物資の円滑かつ効率的な取扱いに資するものとして主務省令で定める施設又は設備を有するものであること。

五　当該法人の事業所であって国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて、次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める業務以外の業務を行わないものであること。

イ　第四条の二第二号、第三号及び第六号に掲げる事業　次に掲げる業務

(1)　当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務

(2)　当該法人が提供する役務の広告又は宣伝を行う業務

(3)　当該法人が提供する役務の契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

(4)　当該法人が提供する役務の契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(5)　当該法人が提供した役務に関する情報の提供を行う業務

(6)　(1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

ロ　第四条の二第五号に掲げる事業　次に掲げる業務

(1)　当該法人が提供する役務に関する調査を行う業務

(2)　当該法人が販売する物資の広告又は宣伝を行う業務

(3)　当該法人が販売する物資を調達するための広告又は宣伝を行う業務

(4)　当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込みの勧誘又は締結の勧誘を行う業務

(5)　当該法人が販売する物資を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(6)　(1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

ハ　第四条の二第八号に掲げる事業　次に掲げる業務

(1)　当該法人が製造する製品に関する調査を行う業務

(2)　当該法人が製造する製品の広告又は宣伝を行う業務

(3)　当該法人が製造する製品の販売を行う業務

(4)　当該法人が販売した製品に関する情報の提供を行う業務

(5)　当該法人が製品を製造するために必要な原料又は材料を調達するための契約の申込み又は申込みの受付を行う業務

(6)　(1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務

六　当該法人の事業所であって国際物流拠点産業集積地域の区域外にあるものにおいて業務に従事する従業員の数が、当該法人の常時使用する従業員の数の十分の二に相当する数又は五人のいずれか多い数以下であること。

第二十二条第一項中「事務所」を「本店又は主たる事務所その他の事業所」に改め、同条第二項中「法人は」の下に「、本店若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき」を「とき」の下に「又は前条第二項第二号から第六号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき」を加える。

第二十三条中「特別自由貿易地域内」を「国際物流拠点産業集積地域の区域内」に、「第二十一条第二項に規定する要件を満たさなくなった」を「第二十一条第二項第一号に掲げる要件に該当しなくなった」に改める。

第二十四条第一項第三号中「自由貿易地域又は特別自由貿易地域内」を「国際物流拠点産業集積地域の区域内」に改める。

第二十五条を削る。

第二章第五節中第二十六条を第二十五条とする。